

別紙第2

調剤のために必要な設備及び施設の概要

調剤室の構造	調剤室の面積	
主たる設備	品 目	品 目

(注) 1 薬局の見取図を添付してください。

2 主たる設備の欄には、薬局等構造設備規則（昭和36年厚生省令第2号）に掲げるもの以外のものがある場合にのみ、その主たるものを記載してください。